

湯原温泉国民保養温泉地計画書

令和8年4月

環境省

目次

| | |
|---|----|
| 1. 温泉地の概要 | 1 |
| 2. 計画の基本方針 | 4 |
| 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策 | 5 |
| 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置 計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若 しくは育成方針等 | 9 |
| 5. 温泉資源の保護に関する取組方針 | 10 |
| 6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策 | 13 |
| 7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策 | 14 |
| 8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画 | 20 |
| 9. 災害防止対策に係る計画及び措置 | 25 |

添付

1. 国民保養温泉地位置図
2. 国民保養温泉地区域図

1. 温泉地の概要

本温泉地計画の地域は、岡山県真庭市北東部にある湯原（ゆばら）温泉、下湯原（しもゆばら）温泉、郷緑（ごうろく）温泉、足（たる）温泉、真賀（まが）温泉を含めた別添図面に表示する地域とし、その面積は約 83.7ha（図上測定）である。

湯原温泉郷は、岡山県北部に位置する真庭市内にあり、市の面積は 828km² と県下で最大の面積を有する。市内には年間 210 万人が訪れる「蒜山高原（ひるぜんこうげん）」、城下町の風情が残る「勝山町並み保存地区」のほか、ホテル・桜の名所など見どころの多い自然豊かな地域である。交通アクセスは、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道岡山米子線の 2 本の高速道路がクロスし、JR 姫新線が通じている。

湯原温泉郷には中国横断自動車道（米子道）の湯原インターチェンジがあり、各温泉地には当該インターチェンジからいずれも 5 分程度で到着できる。また、県下 3 大河川の一つ旭川の溪流に沿った南北に細長い温泉郷であり、上流から湯原温泉・下湯原温泉・郷緑温泉・足温泉・真賀温泉の 5 つの温泉地からなっている。

下湯原温泉以外の各温泉地は、古くから湯治場として人々に親しまれており、昭和 31 年に国民保養温泉地に指定されている。また、いずれの温泉もアルカリ性単純温泉であり、適応症は神経痛や疲労回復などがある。



(1) 湯原温泉

湯原温泉には、砂湯（砂噴き湯）と呼ばれる混浴露天風呂がある。この温泉は河川の川底から砂を噴きながら湧いており、古くから使用されてきた。野口冬人氏が昭和 55 年に作成した露天風呂番付（湯けむりの里：暁教育図書出版発行）において西の横綱に格付けされている。その砂湯の直上に昭和 30 年に完成した湯原ダムがあり、この砂湯と湯原ダムとのダイナミックな景観が湯原温泉を

象徴する観光資源として多くの観光客が訪れている。また、これ以外に泉源が2つあり、旅館や市営日帰り入浴施設等で使用されている。



砂湯と湯原ダム



湯原温泉街

(2) 下湯原温泉

下湯原温泉は、温泉の泉源探査事業により平成元年に地下約 27mから湧出した、まだ新しい温泉地である。露天風呂と全国的にも珍しいペット専用風呂がある市営日帰り入浴施設である。隣接して湯原地域の特産品等の購入や食事ができる「湯の駅ひまわり館」や、周辺には特別養護老人ホーム、真庭市国民健康保険湯原温泉病院もあり、浴槽や院内プールで温泉を利用している。また、眼前には発電用の調整ダムが広がり、下湯原温泉はウォーターフロントとなっている。



下湯原温泉 露天風呂



下湯原温泉とひまわり館

(3) 郷緑温泉

郷緑温泉は、秘湯の風情が漂う民営一軒宿であり、天然の青みがかった岩盤の割れ目から透明な温泉が湧き出ている。また、豊かな湯量を利用して「スッポン」の養殖も行われている。



郷緑温泉

(4) 足温泉

平成 11 年に施設整備を行い、市営の日帰り入浴施設「足温泉館」としてリニューアルオープンした。周辺旅館の内湯としても利用されている。



足温泉



足温泉館

(5) 真賀温泉

真賀温泉は、昔ながらの湯治場の風情を残す温泉地であり、地元住民が管理している「真賀温泉館」には多くの湯治客が訪れている。また、療養温泉としても知られており、昭和 55 年に発表された全国療養温泉番付（暁教育図書出版発行）では、西の前頭 3 枚目に格付けされている。



真賀温泉

2. 計画の基本方針

「湯原温泉郷」は古くから湯治場として栄えてきた温泉郷であり、周囲には豊かな自然環境と歴史的資産・観光施設が点在していることから、湯治客だけでなく観光目的の宿泊者も多く訪れている。

湯原温泉郷は、本温泉地計画に基づき、周辺の自然と調和を取りつつ、地域の歴史や文化・観光施設など様々な資源を活かすとともに、良質な温泉を有効かつ健全に活用し、従前から続いている保養・休養地として以下のことに取り組むことで、温泉利用者の「心や体の健康づくり」につなげ、さらに元気で賑わいある温泉地にしていくことを目指していく。

- ①湯原温泉郷と周辺の豊かな自然環境に配慮しつつ、その自然環境を有効に活用した事業を行う。
- ②医療機関との連携を図りながら、「健康」をキーワードとした取組を推進していく。
- ③湯原温泉郷とその周辺の歴史、文化、食などを活用し、温泉利用の取組を考え、新しい温泉保養、療養などのプログラムの充実を図り、温泉利用者の滞在を推進していく。
- ④温泉資源の保護と利活用の増進を図るため、温泉の湧出量、温度などを管理する体制を継続し、温泉配湯の長期的な安定確保に努めていく。
- ⑤湯原温泉郷の風情ある景観の保全とともに、高齢者・障がい者等の利用にも十分に配慮し、安全性・利便性を第一とした「まちづくり」となる取組を推進していく。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、風土、文化等の概要

湯原温泉郷は中国山脈の山懐にいだかれた自然豊かな地にあり、北は大山隠岐国立公園の蒜山高原地域に隣接し、湯原奥津県立自然公園内に位置する風光明媚な地域である。また、温泉郷を構成する各温泉は旭川の渓流沿いに点在しており、その上流に昭和30年に完成した「湯原ダム」がある。ダム湖の面積は4.55k㎡と中国地方最大級であり、ダムの堤頂からは中国地方最高峰の「大山」を望むことができる。さらに、春の山桜・夏の青葉・秋の紅葉・冬の積雪が、春夏秋冬の四季折々に山々を彩り、ダム湖面とのコントラストが鮮やかな景観を生み出している。



一方、山々から流れ込む清流には特別天然記念物「オオサンショウウオ」が生息しており、流域はオオサンショウウオ及びカジカガエルの生息地として国の天然記念物にも指定されている。このため湯原温泉内に昭和46年「オオサンショウウオ保護センター」（通称：はんぎきセンター）を全国初の保護センターとして建設した。

このはんざきセンターに隣接して「はんざき大明神」という祠があ。安土桃山時代に三井彦四郎という若者に退治された巨大オオサンショウウオの祟りを鎮めるために建てられたと云われている。この伝説に由来する「はんざき祭り」が50年以上前から毎年8月8日に行われており、観光客や地域住民で賑わっている。

温泉郷の「まちなみ」は周囲を山々に囲まれた旭川沿いにあり歴史的にはこの旭川沿いの人々の往来により発展してきた。温泉郷の中で一番の中心となる温泉地は「湯原温泉」で、こちらには南北約1kmの間に旅館・ホテルが14軒程あり、現在のはのどかな風情で温泉情緒を醸し出している。

湯原温泉郷の各温泉地とも、それぞれ特徴的な歴史を有している。



湯原略図 (1790年頃)

※出典：湯原温泉民俗資料館

湯原温泉は、湯原町史前編(昭和28年発刊)によれば慶長期まで遡ることができ、天明期には温泉庄屋による管理が行われ、文化年間には温泉宿も営まれていたとの記述が残されている。江戸時代全期を通じて、大山道を行き交う牛馬商人及び大山信仰の信者等の湯治場として賑わっていた。

下湯原温泉は、平成元年に誕生した新しい温泉地で、露天風呂とペット専用風呂がある。周囲には物産館である湯の駅ひまわり館、真庭市国民健康保険湯原温泉病院、特別養護老人ホームがあり、それぞれ温泉を活用している。また、平成28年度には、近くにペットと一緒に宿泊できるホテルも開業している。

郷緑温泉は、薬師如来のお恵みとして地元の農夫が発見し、その効験により各種の病気が全治したとの言い伝えがあり、その後の寛永2年(1625年)に温泉開発が行われたと云われている。

足温泉は、元亀年間、勝山の高田城主が戦(いくさ)で負傷した武士たちの傷を癒すため、樽詰めにした湯を運んだと伝えられており、この故事にちなんで樽(足)温泉と名付けられたと云われている。

真賀温泉は、後醍醐天皇の元弘3年(1333年)、伯耆の国は船上山の戦いに敗れた

2人の武将が、岩の間から湧き出ている温泉に入浴して傷を癒したと伝えられており、江戸時代も津山藩及び勝山藩により湯治場として使われていた由緒ある温泉地であり、今でも昔懐かしい湯治場の雰囲気漂わせている。

(2) 取組の現状

湯原温泉郷は、昭和45年に岡山県立自然公園（湯原奥津自然公園）の特別地域と普通地域に指定され、岡山県立自然公園条例に基づき温泉地内の自然環境が保たれている。また、各温泉地とも、地区住民や温泉利用事業者などが主体となり、観光施設、道路及び河川の草刈り、クリーン作戦（ゴミ拾い）、花の植栽など周辺環境の美化活動を行っている。

近年のハード整備としては、平成24年度から5年間をかけて国土交通省の都市再生整備事業に取り組んだ。まず、各温泉地の案内看板について、従前バラバラであったデザイン及び配色を湯原温泉郷として一体感を出すため統一し、一目で「湯原」と分かるようにイメージアップを図った。また、湯原温泉エリアでは温泉街の「夜街歩き」のため、情緒や季節感が感じられるように「二十四節気」を絵で表した足元灯を整備し夜の風情を高めた。さらに、手軽に温泉を楽しんでもらうため、足と手を温めより高い温浴効果が期待できる「手湯足湯」や、宿泊施設跡地に「湯っ足り広場」を整備し、園路、芝と真砂土の広場、約60㎡ある足湯、キャンパーにも手軽に宿泊してもらうためRV専用の駐車帯などを設置し、地域住民と観光客の憩いの場となるようPRしている。

他方、下湯原温泉エリアでは、真庭市国民健康保険湯原温泉病院が温泉を院内の暖房やプール・浴場に利用するとともに、排湯を病院敷地内通路の融雪に利用し、熱源の有効活用を行っている。



デザインと統一した看板（散策マップ）



デザインと統一した案内看板



足元灯



手湯足湯



湯っ足り広場



RV専用駐車帯

(3) 今後の取組方策

湯原温泉郷において、自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化の維持保全を図るため、(2)で述べた取組を継続するとともに、行政と地域住民、観光協会、旅館協同組合などと連携し、市民・来客等の集いと健康に配慮したまちづくりに取り組んでいく。

湯原温泉については、都市再生整備事業で整備した温泉街への来訪者の滞在時間の増加に繋がるよう、空き店舗等の対策や街歩きに対応したプログラムなどの策定を模索していく。

また、足温泉・真賀温泉については、昔ながらの湯治場的な雰囲気は今も残っており、両温泉地間は街歩きができる距離であることから、一体感を持った取組を進めていく。

また、真庭市は平成25年度に国のバイオマス産業都市の認定を受け、林業・木材加工産業から大量発生する木質バイオマス(林地残材、製材端材等)を有効活用するため、バイオマス発電・バイオマスボイラーなどの普及・推進を行っており、今後も自然環境の保全と利活用に取り組んでいく。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画
又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成
方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

湯原温泉郷において、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う
医師及び同医師との連携のもと、入浴方法等の指導を行う人材を配置しており、その氏
名及び活動の状況等は、以下のとおりである。

I) 医師

| 氏名 | 専門分野(診療科) | 活動内容 | 配置年度 |
|---------|---------------|--|----------|
| 岡 孝一 医師 | 温泉療法医 (内科) | 真庭市国民健康保険湯原温泉病院にて、内科医師として従事している。また温泉療法医として温泉療養の療養指導を行っている。 | 平成 17 年～ |

II) その他の人材

| 氏名 | 人数 | 活動内容 | 配置年度 |
|----------|-----|--|----------|
| 健康運動指導士 | 2名 | 真庭市国民健康保険湯原温泉病院にて、温泉療法医の指導に基づき院内の温泉プールを利用して、安全で効果的な運動のプログラム作成や計画の調整を行っている。 | 平成 17 年～ |
| 温泉入浴指導員 | 14名 | 宿泊施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を、安全かつ適切に実施できるよう指導している。 | 平成 15 年～ |
| 温泉指南役(※) | 14名 | 宿泊施設において、安全及び効果的な温泉の正しい入浴方法を指導している。 | 平成 15 年～ |

※ 温泉指南役とは、湯原町旅館協同組合が実施する地元の歴史や温泉知識の基礎、入浴方法などに関する所定のカリキュラムを終了した者をいう。

(2) 配置計画又は育成方針等

湯原温泉郷では、Ⅰ)の医師及びⅡ)健康運動指導士等の配置を継続する。さらに温泉入浴指導員及び温泉指南役の増員に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

湯原温泉郷における泉質はアルカリ性単純温泉 (pH9.2～pH9.6) であり、10の源泉が49の施設で利用されている。

湯原温泉

| 源泉 | 温度 (℃) | 湧出量 (ℓ/min) | 泉質 | 湧出 状況 | 所有者 | 利用施設 |
|--|-----------|----------------|-------------------------------------|----------|-----|---|
| 砂湯泉 | 43.0 | 60 | アルカリ性 単純温泉 (低 調性アルカリ 性高温泉) | 自然湧出 | 市 | 露天風呂 1 施設 |
| 混合泉 (温泉館 下泉、旧藤井泉 源、旧瀬良泉源、 旧翠明荘下泉) | 44.8 | 1,262 | アルカリ性 単純温泉 (低 調性アルカリ 性高温泉) | 自然湧出 | 市 | 旅館 14 施設 公衆浴場 1 施設 足湯 3 施設 住宅 2 施設 福祉施設 1 施設 その他施設 10 施設 |

下湯原温泉

| | | | | | | |
|--------------|------|-----|-----------------------------------|------|---|--|
| 下湯原温泉 (2) | 39.8 | 564 | アルカリ性 単純温泉（低 調性アルカリ 性温泉） | 掘削自噴 | 市 | ホテル 2 施設 公衆浴場 1 施設 病院 1 施設 福祉施設 1 施設 住宅 6 施設 |
|--------------|------|-----|-----------------------------------|------|---|--|

郷緑温泉

| | | | | | | |
|---------|------|------|-----------------------------------|------|----|---------|
| 郷緑温泉(1) | 34.2 | 30.5 | アルカリ性 単純温泉（低 調性アルカリ 性温泉） | 自然湧出 | 民間 | 旅館 1 施設 |
|---------|------|------|-----------------------------------|------|----|---------|

足温泉

| | | | | | | |
|-----|------|-----|-----------------------------------|------|---|-----------|
| 足温泉 | 34.0 | 150 | アルカリ性 単純温泉（低 調性アルカリ 性温泉） | 自然湧出 | 市 | 公衆浴場 1 施設 |
|-----|------|-----|-----------------------------------|------|---|-----------|

真賀温泉

| | | | | | | |
|------|------|-----|-----------------------------------|------|----|----------------------|
| 真賀温泉 | 39.5 | 205 | アルカリ性 単純温泉（低 調性アルカリ 性温泉） | 自然湧出 | 民間 | 旅館 1 施設 公衆浴場 1 施設 |
|------|------|-----|-----------------------------------|------|----|----------------------|

その他利用源泉(湯原温泉)

| | | | | | | |
|---------------|------|-----|-----------------------------------|------|---|----------|
| 砂湯上 ボーリング泉 | 40.4 | 250 | アルカリ性 単純温泉（低 調性アルカリ 性温泉） | 動力揚湯 | 市 | 漁業施設 1施設 |
|---------------|------|-----|-----------------------------------|------|---|----------|

(2) 取組の現状

各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、次のとおりである。

| 源泉 | 取組 | 実施主体 |
|----------|---------------|-------|
| 混合泉 | 温度、水位を監視装置で監視 | 真庭市 |
| 下湯原温泉(2) | 温度管理を定期的実施 | 真庭市 |
| 郷緑温泉(1) | 温度管理を定期的実施 | 源泉所有者 |
| 足温泉 | 温度管理を定期的実施 | 真庭市 |
| 真賀温泉 | 温度管理を定期的実施 | 源泉所有者 |

(3) 今後の取組方策

湯原温泉郷において、総体的にみて温泉湧出量に大きな変化はないが、温泉資源の保護を推進するため実施主体と調整の上、(2)の取組を継続して行う。また、真庭市が管理する源泉については pH 等の測定を定期的に行うとともに、民間管理の源泉については定期的な pH 測定実施の推進を図り、温泉資源の保護に努める。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

湯原温泉郷において、温泉の利用に使用している設備及び温泉利用の状況は、次のとおりである。(利用施設数には、住宅配湯分を含む)

| 温泉地 | 源泉数 | 浴用利用施設までの設備 | 利用施設数 |
|-------|-----|------------------|-------|
| 湯原温泉 | 3 | 引湯管、貯湯槽、配湯管、給湯管 | 32 |
| 下湯原温泉 | 1 | 引湯管、貯湯槽、配湯管、給湯管 | 11 |
| 郷緑温泉 | 1 | なし(源泉から直接浴槽) | 1 |
| 足温泉 | 1 | 引湯管、貯湯槽、給湯管 | 1 |
| 真賀温泉 | 1 | 引湯管、(源泉から直接浴槽有り) | 2 |

(2) 取組の現状

湯原温泉郷において、温泉の利用に使用している設備について、現在行っている衛生面での取組は次のとおりである。

| 設備名 | 区分 | 取組の現状 | 実施主体 |
|-----|------------|---|-------|
| 源泉 | 自主的 | 点検の実施、検査を年1回～毎月実施 | 源泉所有者 |
| 引湯管 | 自主的 | バルブ・ドレンの点検を実施 | 源泉所有者 |
| 貯湯槽 | 自主的 | 年1回の点検を実施 | 源泉所有者 |
| 配湯管 | 自主的 | バルブ・ドレンの点検を実施 | 源泉所有者 |
| 浴槽 | 自主的 条例等 | 浴槽水は十分な補給を行い、洗浄を保持。 浴槽は換水及び清掃を毎日～週＝1回実 | |

| | | | |
|------|-----|--|-------|
| | | <p>施。</p> <p>また、必要に応じた除菌も徹底し、衛生面に配慮している。</p> <p>浴槽水の大腸菌・レジオネラ属菌検査を年1～4回実施。</p> | 設備所有者 |
| 設備周辺 | 自主的 | 全ての設備周辺において毎日の清掃を実施し、衛生保持に努めている。 | 設備所有者 |

(3) 今後の取組方策

湯原温泉郷において、さらに温泉を衛生的に良好な状態に保つため実施主体と調整のうえ、(2)に揚げる現在の取組を継続して行っていく。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

湯原温泉郷は、戦国時代から江戸時代初期までには温泉の存在が知られており、特に湯原温泉は江戸時代の「諸国温泉鑑」に記載され、大山道を行き交う牛馬商人及び大山信仰の信者等の湯治場として賑わっていた。また、真賀温泉、足温泉、郷緑温泉も湯治場であり、宿には湯治客や行商人などが連泊していた。

大正時代には鉄道が中国勝山駅まで伸び、県南・県外との交通アクセスの利便性が一気に向上したことにより、湯原温泉郷の本格的な発展が始まった。





昭和初期の湯原温泉



昭和初期の「砂湯」

昭和期に入り、世界金融恐慌による大不況の後、昭和 9 年には室戸台風の直撃に見舞われ、湯原温泉郷も大洪水により建物流失などの大打撃を受けた。戦後、昭和 27 年からの湯原ダム建設による工事作業員の宿泊需要や、ダム完成により多くの観光客が訪れるようになったこと、さらには高度経済成長に伴う団体客の増加等で湯原温泉郷は一層の発展を遂げた。



昭和9年の大災害

※出典：湯原温泉民俗資料館

近年の取組では、平成元年に下湯原温泉の開発を行った後、平成 10 年に市営日帰り入浴施設の整備を行い、周辺に特産品開発や販売を行う市営の物産館、病院、福祉施設等の整備を順次行った。さらに、湯原温泉では平成 12 年に市営日帰り入浴施設を、足温泉では平成 11 年に市営日帰り入浴施設を整備し、誰でも温泉を気軽に楽しめる環境づくりに取り組んだ。

しかし、近年の傾向としては、利用客の様態が団体から個人へ、利用者のニーズが観光から癒し・保養へと変化してきており、対応を模索しているところである。また、近年の湯原温泉郷における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

| 温泉地 | 区 分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-----|---------|---------|---------|
| 湯原温泉 | 宿 泊 | 91,067 | 88,832 | 95,177 |
| | 日 帰 | 39,834 | 44,429 | 38,482 |
| 下湯原温泉 | 宿 泊 | 5,513 | 5,397 | 7,150 |
| | 日 帰 | 28,327 | 26,112 | 52,875 |
| 郷緑温泉 | 宿 泊 | 190 | 194 | 252 |
| 足温泉 | 宿 泊 | 579 | 458 | 531 |
| | 日 帰 | 32,591 | 36,560 | 36,963 |
| 真賀温泉 | 宿 泊 | 79 | 74 | 71 |
| | 日 帰 | 19,704 | 20,266 | 19,711 |
| 合計 | 宿 泊 | 97,482 | 94,995 | 103,181 |
| | 日 帰 | 120,456 | 127,367 | 147,981 |

②直近1年間の温泉の利用者数(令和6年度)

| 温泉地 | 区分 | 施設数 | 総定員 | 利用者数(人) | | | | |
|-------|----|-----|-----|---------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 湯原温泉 | 宿泊 | 14 | 996 | 8,987 | 7,370 | 7,598 | 5,765 | 7,652 |
| | 日帰 | 1 | | 3,062 | 3,625 | 2,657 | 2,612 | 3,924 |
| 下湯原温泉 | 宿泊 | 2 | 190 | 510 | 471 | 732 | 543 | 619 |
| | 日帰 | 1 | | 4,076 | 5,648 | 4,121 | 3,890 | 7,081 |

| | | | | | | | | |
|------|----|-----|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 郷緑温泉 | 宿泊 | 1 | 20 | 10 | 21 | 16 | 17 | 19 |
| 足温泉 | 宿泊 | 1 | 19 | 27 | 0 | 93 | 25 | 74 |
| | 日帰 | 1 | | 2,745 | 3,098 | 2,455 | 2,505 | 3,078 |
| 真賀温泉 | 宿泊 | 1 | 5 | 14 | 12 | 8 | 6 | 9 |
| | 日帰 | 1 | | 1,653 | 1,941 | 1,583 | 1,574 | 1,854 |
| 温泉地 | 区分 | 施設数 | 総定員 | 利用者数(人) | | | | |
| | | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 合計 | 宿泊 | 19 | 1,230 | 9,548 | 7,874 | 8,447 | 6,356 | 8,373 |
| | 日帰 | 4 | | 11,536 | 14,312 | 10,816 | 10,581 | 15,937 |

| 温泉地 | 区分 | 利用者数(人) | | | | | | | 合計 |
|-------|----|---------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 湯原温泉 | 宿泊 | 11,171 | 8,287 | 10,079 | 11,578 | 7,232 | 4,972 | 4,486 | 95,177 |
| | 日帰 | 2,862 | 3,011 | 3,598 | 3,151 | 3,704 | 2,778 | 3,448 | 38,432 |
| 下湯原温泉 | 宿泊 | 1,154 | 1,091 | 370 | 407 | 581 | 327 | 345 | 7,150 |
| | 日帰 | 5,008 | 4,645 | 4,687 | 3,683 | 3,742 | 2,807 | 3,487 | 52,875 |
| 郷緑温泉 | 宿泊 | 27 | 24 | 22 | 35 | 18 | 15 | 28 | 252 |
| 足温泉 | 宿泊 | 36 | 51 | 0 | 107 | 45 | 0 | 73 | 531 |
| | 日帰 | 2,601 | 2,710 | 3,352 | 3,641 | 3,739 | 3,236 | 3,803 | 36,963 |
| 真賀温泉 | 宿泊 | 6 | 4 | 4 | 2 | 1 | 3 | 2 | 71 |
| | 日帰 | 1,846 | 1,726 | 1,892 | 1,450 | 1,477 | 1,106 | 1,609 | 19,711 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 合計 | 宿泊 | 12,394 | 9,457 | 10,475 | 12,129 | 7,877 | 5,317 | 4,934 | 103,181 |
| | 日帰 | 12,317 | 12,092 | 13,529 | 11,925 | 12,662 | 9,927 | 12,347 | 147,981 |

(2) 取組の現状

湯原温泉郷において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況については以下のとおりである。

| 取組の内容 | 実施主体 |
|---|--------------------------------|
| <p>毎年6月26日に温泉と地元の人々、お客様への感謝を込めた「露天風呂の日」を開催している。令和5年度で37回目を迎え、この取組をより多くの方へ認知してもらえるように、(一社)日本記念日協会へ記念日登録を行った。</p>  | 湯原町旅館協同組合 |
| <p>真庭市民に対して、「湯原温泉」を身近に感じてもらうように、毎年11月26日(いい風呂の日)(土曜日の場合は前後日)に、湯原温泉の各旅館の日帰り入浴料を割引して提供している。</p> | 湯原町旅館協同組合 |
|  <p>下湯原温泉の源泉水を20倍に濃縮した温泉水「濃縮温泉水」と5倍に濃縮したスキナーション「うるおい肌水」を製造・販売し、湯原温泉郷のPRを図っている。</p> | 真庭市 |
| <p>湯原温泉郷ホームページで、温泉情報、ホテル・旅館の情報、地域イベントの情報を掲載している。</p> <p>また、温泉郷の各温泉や旅館などを紹介するパンフレットや散策マップを制作し、広く配布している。</p> | 真庭市 (一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合 |

| | | |
|--|---|--------------------------------------|
| <p>地域病院の人間ドックと温泉旅館・ホテルの宿泊がセットになったプラン「湯けむりドック」を実施している。</p> |  | <p>真庭市国民健康保険湯原温泉病院 湯原町旅館協同組合</p> |
| <p>温泉療養として地域病院内にある温泉プールを利用して、内科医（温泉療法医）と健康運動指導士の指導により健康増進を図っている。</p> |  | <p>真庭市国民健康保険湯原温泉病院</p> |
| <p>混浴露天風呂「砂湯」に女性も気軽に入浴ができるように湯浴み着を開発し、販売・レンタルを行っている。</p> |  | <p>(一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合</p> |

(3) 今後の取組方策

湯原温泉郷において、さらに温泉の公共利用の増進を図るため、それぞれの温泉地の特性を活かしながら、温泉の適正且つ多角的な活用の方策を探りつつ、現在実施している環境の保全、配慮の取組の強化に努めながら、湯治・観光・健康・食などを生かした、保養・休養・療養・健康増進の場として実施主体と調整のうえ(2)の取組を継続強化し、以下の事項についても取り組んでいく。

| 取組の内容 | 実施主体 |
|--|---|
| 温泉入浴指導員、温泉指南役を増員し、安全で適切な温泉利用と入浴指導が十分に行える環境づくり。 | (一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合 |
| 市営「湯原温泉民俗資料館」において、湯原温泉郷の歴史、温泉の泉質や効能、湯原地域の民俗などの資料の充実。 | 真庭市 (一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合 |
| 湯原温泉郷及び市内の歴史・文化・自然・食・体験などの観光資源と温泉を組み合わせたプランやコースを企画し、保養・休養における新しい滞在時間の過ごし方を提案。特に「はんざきセンター」と蒜山地域にある「津黒いきものふれあいの里」が連携し、自然環境学習の場を充実。 | 真庭市 (一社)真庭観光連盟 (一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合 |
| 地域の特産物や食材の活用と、健康に配慮した食により温泉利用と連携させた「湯原温泉郷型ヘルスツーリズム」の模索。 | 真庭市 (一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合 |
| 蒜山・湯原地域の登山道・ダムを利用したウォーキングやサイクリングなど、運動と温泉利用を併用した健康運動指導士による健康増進プログラムの策定。 | 真庭市 真庭市国民健康保険湯原温泉病院 (一社)湯原観光協会 湯原町旅館協同組合 |

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

湯原温泉郷において、公共の用に供する施設の状況は以下のとおりである。

| 温泉地 | 区 分 | 施 設 |
|-------|------|---|
| 湯原温泉 | 公有施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道 313 号、市道） ・公園（湯っ足り広場） ・市営駐車場（2 ヲ所） ・湯本温泉館（日帰り入浴施設） ・湯原温泉民俗資料館 ・屋外プール ・露天風呂（砂湯） ・足湯（3 ヲ所） ・バスステーション ・公衆トイレ（7 施設） ・真庭市湯原振興局 ・真庭市湯原ふれあいセンター ・真庭市オオサンショウウオ保護センター |
| | 私有施設 | 旅館（14 施設）、共同浴場（4 施設） |
| 下湯原温泉 | 公有施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道 313 号、市道） ・湯の駅ひまわり館（物産館） ・露天風呂及びペット専用風呂（日帰り入浴施設） ・真庭市国民健康保険湯原温泉病院 ・湯原保健福祉センター ・医師住宅 ・公園（やんちゃき広場） |
| | 私有施設 | ・ホテル（2 施設） |

| | | |
|------|------|----------------------------------|
| 郷緑温泉 | 公有施設 | ・道路（県道、市道） |
| | 私有施設 | ・旅館（1施設） |
| 足温泉 | 公有施設 | ・道路（国道313号、市道） ・足温泉館（日帰り入浴施設） |
| | 私有施設 | ・旅館（1施設） |
| 真賀温泉 | 公有施設 | ・道路（国道313号）、公衆トイレ（1ヵ所） |
| | 私有施設 | ・真賀温泉館（日帰り入浴施設） ・旅館（1施設） |

（2）取組の現状

湯原温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は以下のとおりである。

| 温泉地 | 区分 | 施設 | 取組 | 事業主体 |
|------|------|-----|--|------|
| 湯原温泉 | 公有施設 | 道路 | 散策環境の整備として、可能な限り歩道の確保と段差解消等に努めている。冬期には道路の除雪を行い、高齢者等の通行に配慮している。また砂湯周辺の道路の一部にロードヒーターを設置し、積雪・凍結の防止に努めている。 | 真庭市 |
| | | 公園 | 公園内園路の幅員の確保と段差解消に努めている。 ベンチの設置を行っている。 | 真庭市 |
| | | 建築物 | 日帰り入浴施設はエレベーターを設置、段差解消に努めている。家族風呂 | 真庭市 |

| | | | | |
|-------|------|-----|--|-------|
| | | | は段差を少なくし、手すりを設けるなど、障がい者や高齢者の利用に配慮している。 公衆トイレはバリアフリー化に努めている。 | |
| | 私有施設 | 建築物 | 旅館等の宿泊施設などは、段差解消を図るとともに、困難な場合は手すり設置等の対策を講じている。 | 施設所有者 |
| 下湯原温泉 | 公有施設 | 道 路 | 散策環境の整備として、可能な限り歩道の確保や段差解消等に努めている。冬期には道路の除雪を行い、高齢者等の通行に配慮している。 | 真庭市 |
| | | 公 園 | 公園内は冬期の積雪時は使用の中止を促している。 ベンチの設置を行っている。 | 真庭市 |
| | | 建築物 | 日帰り入浴施設等の段差解消及び手すり等の設置に努めている。 | 真庭市 |
| | 私有施設 | 建築物 | 旅館等の宿泊施設などは、段差解消を図るとともに、困難な場合は手すり設置等の対策を講じている。 | 施設所有者 |
| 郷緑温泉 | 公有施設 | 道 路 | 散策環境の整備として、可能な限り歩道の確保や段差解消等に努めている。冬期には道路の除雪を行い、高齢者等の通行に配慮している。 | 真庭市 |
| | 私有施設 | 建築物 | 旅館等の宿泊施設などは、手すり設置等により対策を講じている。 | 施設所有者 |
| 足温泉 | 公有施設 | 道 路 | 散策環境の整備として、可能な限り歩道の確保や段差解消等に努めてい | 真庭市 |

| | | | | |
|------|------|-----|---|--------------------|
| | | | る。冬期には道路の除雪を行い、高齢者等の通行に配慮している。 | |
| | | 建築物 | 日帰り入浴施設は、駐車場から館内まで段差解消及び手すりを設置、館内のトイレは全て洋式化し障がい者や高齢者の利用に配慮している。 | 真庭市 |
| | 私有施設 | 建築物 | 旅館等の宿泊施設などは、段差解消を図るとともに、困難な場合は手すり設置等の対策を講じている。 | 施設所有者 |
| 真賀温泉 | 公有施設 | 道 路 | 散策環境の整備として、可能な限り歩道の確保や段差解消等に努めているが階段等歩行困難な個所は手すり等の対策を講じている。冬期には道路の除雪を行い、高齢者等の通行に配慮している。 | 真庭市 岡山県 地区住民 |
| | | 建築物 | 公衆トイレは洋式化し、障がい者や高齢者の利用に配慮している。 | 真庭市 |
| | 私有施設 | 建築物 | 旅館や日帰り入浴施設などは、段差解消を図るとともに、困難な場合は手すり設置等の対策を講じている。 | 施設所有者 |

(3) 今後の取組方策

湯原温泉郷において、さらに高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整のうえ、(2)の取組を進めるとともに、特にトイレの洋式・バリアフリー化について、今後のインバウンド客層の誘客も視野に入れ、引き続き取組を進める。

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

湯原温泉郷は急峻な山と谷に囲まれた狭あいな地形にあり、土砂災害警戒区域に指定された箇所が多数存在する。湯原温泉・下湯原温泉・足温泉・真賀温泉も例外ではなく、その一部が同区域に指定されている。

前述の地形であることから、梅雨や台風による集中豪雨等の際には土砂災害や河川の氾濫の危険性がある。

過去の災害発生状況

| 発生期 | 温泉地周辺の被害状況 |
|-------------|------------------------------|
| 昭和 41 年 9 月 | 台風及び集中豪雨による山腹崩壊、氾濫、床上・床下浸水 |
| 昭和 56 年 7 月 | 局地的集中豪雨による未曾有の大災害、自衛隊に災害派遣要請 |

(2) 計画及び措置の現状

現在、湯原温泉郷において、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は以下のとおりである。

| 計画及び措置 | 計画又は措置の概要 | 実施主体 |
|---------------------|--|------|
| 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定 | 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある地形の区域を明らかにし、住民の生命・身体及び財産を守るための警戒避難体制の整備や、建築物の安全性の強化等を規定。 | 岡山県 |
| 地域防災計画の策定 | 災害対策基本法に基づき、市民の生命・身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的に真庭市が策定。 温泉区域内には指定避難所や福祉避難所に指定された施設があるが、不足する場合はホテル・旅館等も避難 | 真庭市 |

| | | |
|------------|--|--------------|
| | 先として活用することも検討。 | |
| 自主防災組織の設置 | 災害対策基本法に規定されている組織。地域住民による防災組織の設立を推進し、自助・共助による速やかな避難や高齢者などの災害弱者への対応等、地域における体制づくりを進めている。 | 市内の自治会（地域住民） |
| ハザードマップの作成 | 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものを作成し、市内全世帯へ配布。 地域における災害に対する備えの強化、災害時の避難や危険回避などに活用。 | 真庭市 |

（3）今後の取組方策

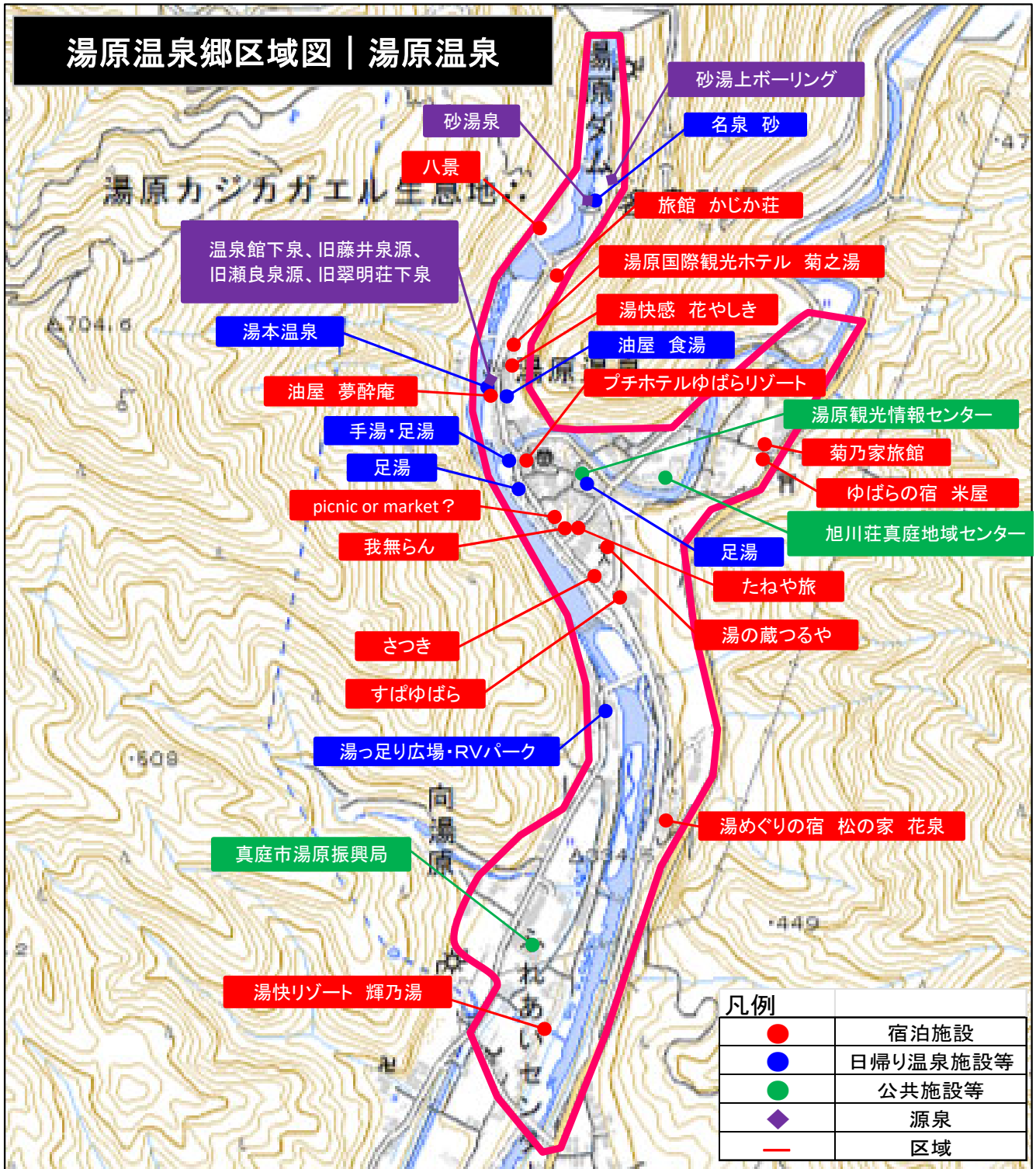
湯原温泉郷において、さらに災害の防止を図るため、（2）の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、災害発生時に各地域で迅速・的確な防災活動を行うため、普段からの隣近所とのふれあい、防災訓練への参加、地域での防災についての話し合い、高齢者等災害時要支援者への声掛け等、地域防災体制の充実強化と防災意識の高揚を図る等の啓発活動を実施する。

湯原温泉郷国民保養温泉地位置



地理院地図

湯原温泉郷区域図 | 湯原温泉



湯原カジカガエル生息地

温泉館下泉、旧藤井泉源、
旧瀬良泉源、旧翠明荘下泉

湯本温泉

油屋 夢酔庵

手湯・足湯

足湯

picnic or market?

我無らん

さつき

すばゆばら

湯つ足り広場・RVパーク

真庭市湯原振興局

湯快リゾート 輝乃湯

砂湯上ボーリング

名泉 砂

八景

旅館 かじか荘

湯原国際観光ホテル 菊之湯

湯快感 花やしき

油屋 食湯

プチホテルゆばらリゾート

湯原観光情報センター

菊乃家旅館

ゆばらの宿 米屋

旭川荘真庭地域センター

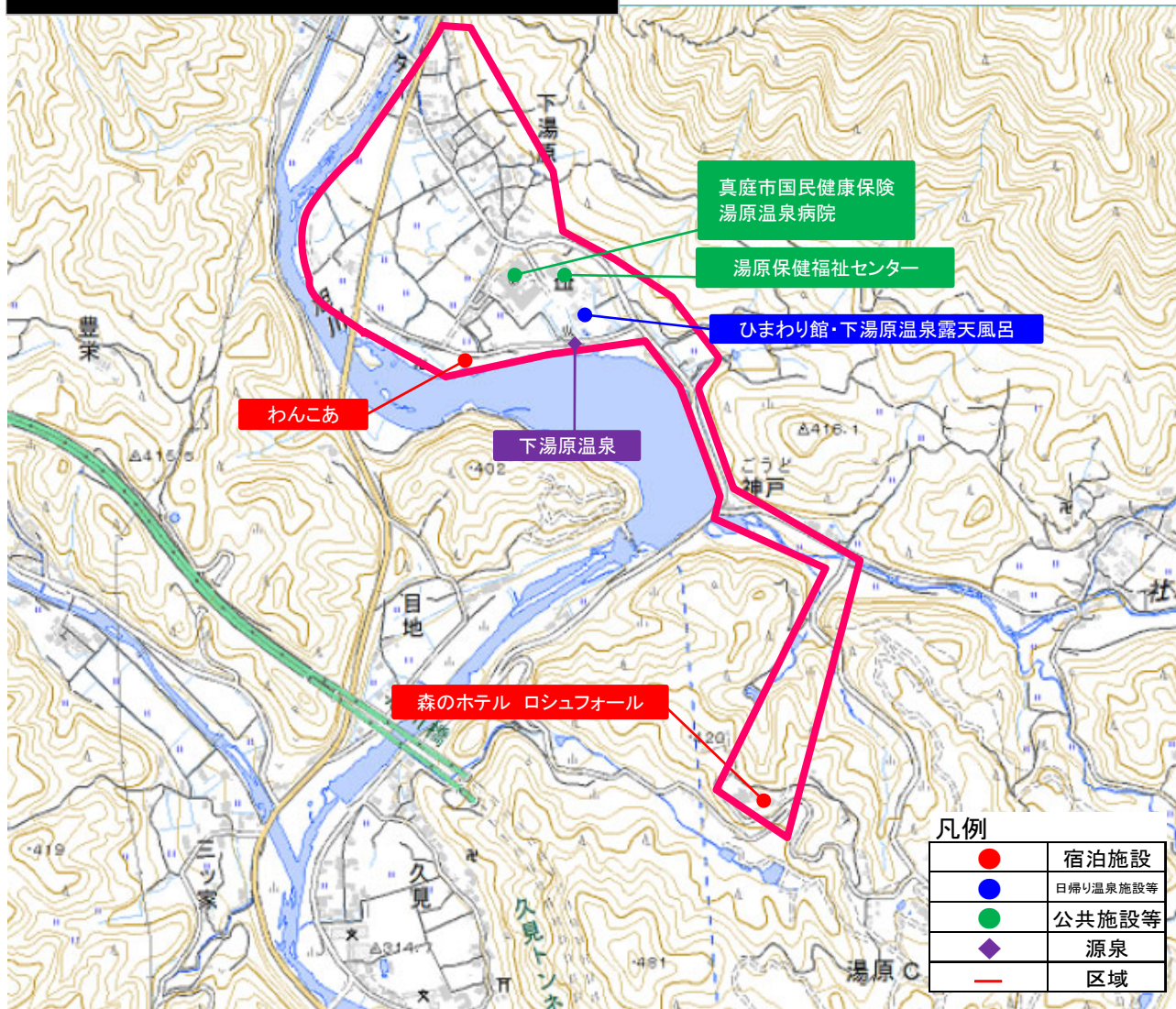
足湯

たねや旅

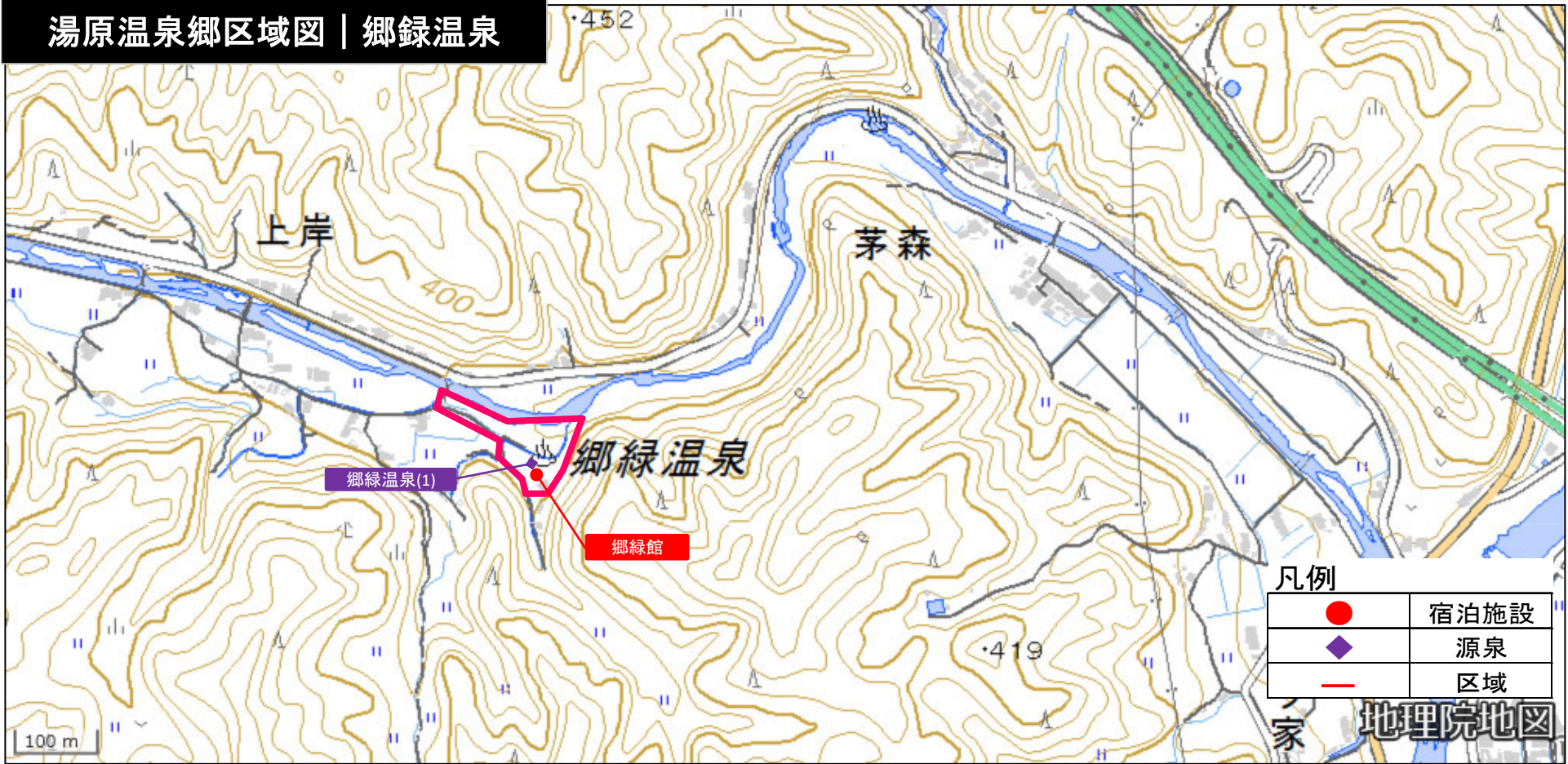
湯の蔵つるや

湯めぐりの宿 松の家 花泉

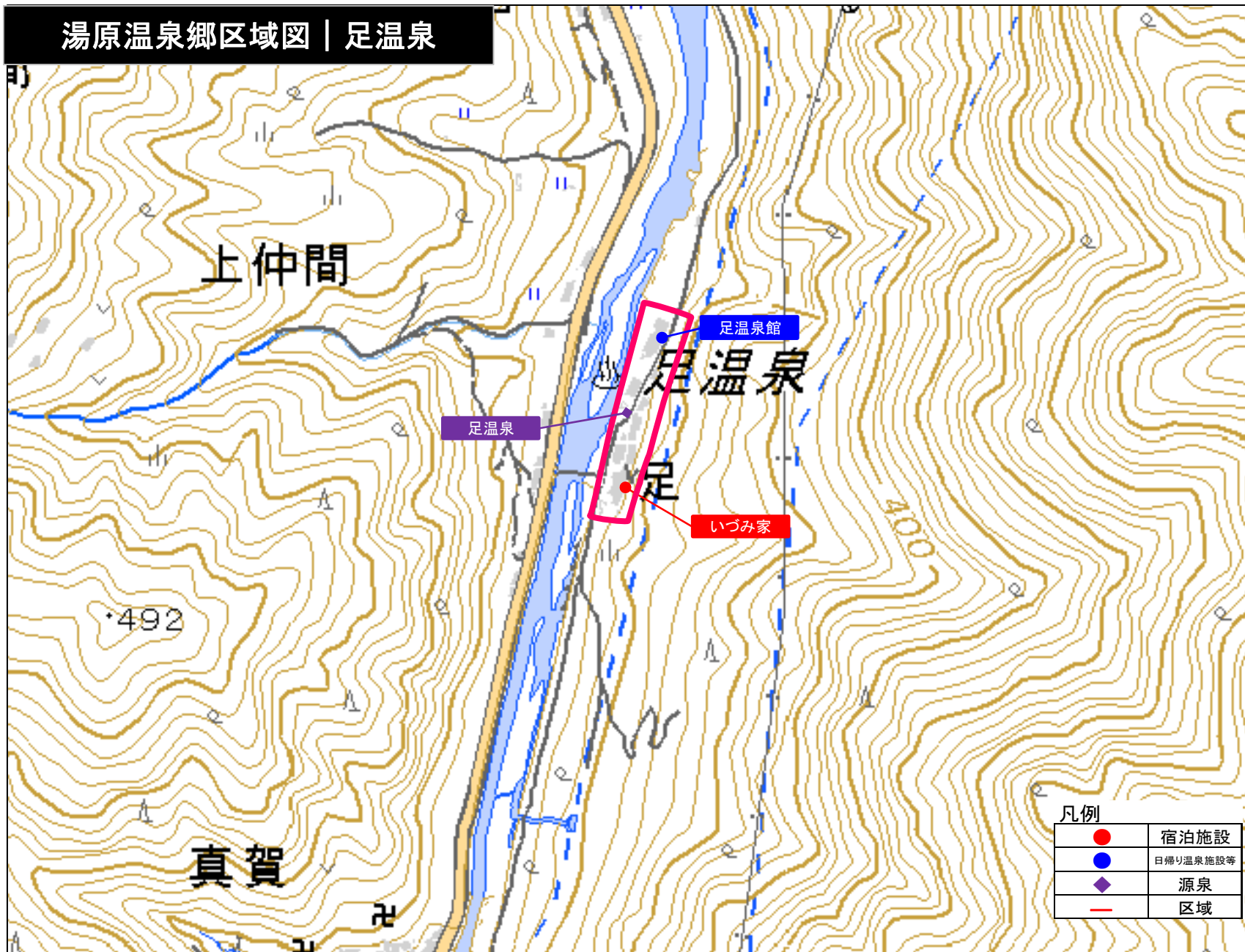
湯原温泉郷区域図 | 下湯原温泉



湯原温泉郷区域図 | 郷録温泉



湯原温泉郷区域図 | 足温泉



湯原温泉郷区域図 | 真賀温泉

